第１号様式（第４条関係）

　課

|  |  |
| --- | --- |
| 主　管　　工事担当 | 合　議　　契約担当 |
| 課 長 | 係 長 | 合 議 | 担 当 | 課 長 | 係 長 | 合 議 | 担 当 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

現場代理人兼任（変更）届

　　　年　 　月 　　日

（宛先）座間市長

※ 上下水道局発注案件の場合は、宛先を「座間市公営企業管理者」とすること。

請負人

　座間市現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領に基づき、次の工事について現場代理人を兼任（変更）することとし、それぞれに連絡員を設置（変更）しますので届け出ます。

　なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一施工が不適切と判断されたときは、兼任の解除を指示されても何ら異議を申しません。

|  |  |
| --- | --- |
| 現場代理人住所 |  |
| 現場代理人氏名 |  | 電話番号 |  |
| 現に施工中の工事 | 工事名 |  |
| 工期 | 　　　　　年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで |
| 契約金額 |  |
| 工事主管課 |  | 監督員 |  |
| 連絡員氏名 |  | 電話番号 |  |
| 新規請負工事 | 工事名 | 　 |
| 工期 | 　　　　　年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで |
| 契約金額 |  |
| 工事主管課 |  | 監督員 |  |
| 連絡員氏名 |  | 電話番号 |  |

* 連絡員を下請負人から選定するときは、下請負人との契約が確認できる書類を添付すること。

特　記　事　項

座間市工事請負契約約款第１０条第３項の規定により現場代理人に、本工事以外の工事の現場代理人に従事する者を充てる場合について、必要な事項を定める。

1. 受注者は、座間市が発注した本工事以外の１件の工事の現場代理人に従事する者を当該工事の発注者の承認の上、本工事の現場代理人に定めることができる。

ただし、発注者が、本工事以外の工事の現場代理人に従事する者が本工事の現場代理人を兼ねることが適当でないと認める場合は、この限りではない。

第２条　受注者は、本工事以外の工事の現場代理人として従事する者を本工事の現場代理人に定めるときは、速やかに連絡員を定め発注者に通知しなければならない。

２　現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員は工事現場に滞在し、発注者と現場代理人との連絡に支障をきたさないようにしなければならない。

３　現場代理人は、工事請負契約書第１０条第２項の規定により委任された権限を、連絡員に再委任することはできない。

第３条　受注者は、現場代理人が兼務をしなくなったときは、発注者にその旨を届け出なければならない。

第４条　第１条及び第２条の規定は、現場代理人が工事現場に不在中における受注者の請負者としての義務を、発注者が免除するものではない。